

須崎地区活性化計画

高知県中土佐町(代表)
高知県須崎市
高知県土佐市
高知県津野町

平成29年6月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 須崎地区活性化計画

都道府県名 高知県

市町村名 中土佐町・須崎市・土佐市・津野町

地区名(※1) 須崎地区

計画期間(※2)

平成29年～平成32年

目標:(※3)

当地区の民有林で積極的な搬出間伐を行うことで、当地区森林における山林荒廃を防ぐとともに、木材の素材生産量が増大することで森林所有者の所得向上を図り、地区の活性化を図る。具体的には、平成29年～平成31年の3か年で木材販売量6,334m³の増加を目指す。

また、就労の場を確保することにより、林業就労者数の減少率を抑制することができ、地区内の雇用の場の創出を図ることができる。具体的には、平成29年～平成32年の4か年で林業就労者数の2名の増加を目指す。

(木材販売量 現状:10,617m³ 目標:16,951m³ ・ 林業就労者数の減少率 現状:29人 目標:31人)

目標設定の考え方

地区の概要:

本計画において須崎地区とは須崎地区森林組合が管轄する、「中土佐町、須崎市、土佐市、津野町」を指す。構成する各市町は高知県の中西部に位置している。

中土佐町:地区内では最西部に位置する。海岸部(旧中土佐町)と海拔300m以上の山々に囲まれた台地部(旧大野見村)と大きく二分され、海岸部ではきわめて高温多湿で作物の育成には好適な条件である一方、台地部は冬場には最低気温が零下8℃になることがある。旧大野見地域は四万十川上流域となっており、町内で産出されるヒノキは「四万十ヒノキ」として全国で親しまれている。

須崎市:地区内西部に位置する。海岸部では漁業が盛んなだけでなく、取り扱い貨物量が四国一を誇る須崎港も有し、木材をはじめとした、海運の四国の窓口となっている。山間部ではショウガ・ミョウガをはじめとした農業、市内を流れる新庄川流域を中心に林業も盛んである。

土佐市:地区内最東部に位置する。海岸部ではウルメイワシを中心とした漁業も盛んである。市内は仁淀川の下流域となっており、流域には豊富な森林資源も有する。

津野町:地区内北部に位置する。須崎地区の中では唯一海岸に面しておらず、町内全域が山間部となっており、四万十川の源流を有する。茶を中心とした農業、ヒノキを中心とした林業を主要産業とする。近年風力発電を利用した新エネルギー事業にも取り組んでいる。

現状と課題

須崎地区の主産業である林業では、木材価格の長期低迷による採算性の悪化や林業労働力の高齢化などの影響で、森林の適正な間伐や保育施策等が遅滞し、豊富な森林資源が活用されていない。

また、適正な森林管理の地帯によって、水源涵養や土砂崩壊防止機能等に代表される「森林の多面的機能」の低下も危惧されている。また雇用の減少により地区内各市町の人口減少も課題となっている。

現状を打開するためには、林業の機械化を推進し、生産コストを圧縮することや、雇用の場を確保し林業の担い手の育成・確保を行うことで地域の活性化を図ることが喫緊の課題となっている。

須崎地区人口動向 H22国勢調査 67,375人 H27国勢調査 62,278人 減少率8.0%

須崎地区森林状況 民有林面積43,360ha 民有林針葉樹蓄積10,654千m³

内訳

中土佐町人口動向 H22国勢調査 7,584人 H27国勢調査 6,840人 減少率9.8%

中土佐町森林状況 民有林面積13,881ha 民有林針葉樹蓄積3,253千m³

須崎市人口動向 H22国勢調査 24,698人 H27国勢調査 22,606人 減少率8.4%

須崎市森林状況 民有林面積 9,701ha 民有林針葉樹蓄積1,786千m³

土佐市人口動向 H22国勢調査 28,686人 H27国勢調査 27,038人 減少率5.7%

土佐市森林状況 民有林面積 4,892ha 民有林針葉樹蓄積957千m³

津野町人口動向 H22国勢調査 6,407人 H27国勢調査 5,794人 減少率9.5%

津野町森林状況 民有林面積14,886ha 民有林針葉樹蓄積4,658千m³

今後の展開方向等(※4)

零細な森林所有形態を解消するため森林所有者間の合意形成を図り、「森林の団地化」を推進する。「森林の団地化」が進むことによって、大規模な事業地の確保が図られ、安定的な事業量の確保が可能となる。あわせて、林産業の機械化を進めることで、木材素材生産量および販売額の増加、さらに生産コストの圧縮が図られ、木材価格の低迷に対応することが可能となる。

また、事業規模の安定的拡大にあわせて、雇用の場が確保され、林業の担い手の育成・確保が可能となる。森林の団地化を図り、林産業の機械化を推進することで、林業の活性化が図られ森林所有者の所得が向上する。また雇用の場が確保されることにより、林業従事者及び関連する労働者の減少の抑制と定住化が促進されることで地区の主産業である林業の活性化

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
中土佐町	須崎地区	地域資源循環活用施設(リサイクル施設)	須崎地区森林組合	有	イ	
須崎市						
土佐市						
津野町						

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当なし				

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

機械導入に際し、補助対象経費の1/4にあたる経費を中土佐町・須崎市・土佐市・津野町で按分して負担を行う。
--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

須崎地区(高知県中土佐町・須崎市・土佐市・津野町)	区域面積	須崎地区合計		61,806ha
		中土佐町		19,328ha
		須崎市		13,544ha
		土佐市		9,149ha
		津野町		19,785ha

区域設定の考え方(※3)

①法第3条第1号関係:

須崎地区は、総面積が61,806haで森林面積は50,013ha、林野率80.9%である。森林のうち国有林を除いた民有林面積は43,360haで人工林率は67%となっている。このうち半数近くが伐期を迎えた40年生以上の森林であり、須崎地区にとって林業は主要産業であり、この資源を有効に活用することが地域の活性化に繋がると考えている。

②法第3条第2号関係:

須崎地区は木材価格の低迷による収益性の悪化や過疎化及び林業従事者の高齢化などから林業の担い手は減少している。このため、木材を積極的に搬出・販売を行い、雇用の創出・所得の向上を図るとともに、次世代林業従事者育成が必要な地区であることから、定住等を促進することが適切であると考ええる。

③法第3条第3号関係:

地区内のいずれの市町も都市計画法に用途地域の指定は受けていない。また、中土佐町、須崎市、津野町においては全域が過疎地域、一部が振興山村地域の指定を受けており、全4市町のいずれも一部の地域が特定農山村地域の指定を受けていることから、市街地を形成している区域ではないと考えられる。

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

該当なし

(2)市民農園施設の規模を

整備計画	種別(※5)	備考
建築物		
工作物		
計		

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則（平成2年農林水産省・建設省令第1号）第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間	<div data-bbox="434 539 1626 948" style="border: 2px solid black; padding: 20px; font-size: 48px; font-weight: bold;">該当なし</div>	
① 設定され、 よる権利の		
② 設定され、 よる権利の		
③ 設定され、 ある場合に 法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

- ①過去3年間(平成26年～平成28年)における素材生産量をもとに、計画期間の平成30年～平成32年の3年間での素材生産量および販売額の増加額を算出し、比較、検討を行う。
- ②過去3年間(平成26年～平成28年)における木材産出費用をもとに、計画期間の平成30年～平成32年の3年間での木材産出費用との比較・検討を行う。
- ③計画期間の平成30年～平成32年の3年間での新規雇用者数を評価する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。